

## 平成 29 年度 調査研究事業実施要綱

### 1 趣 旨

男女が共に協力し、豊かさを実感できる社会づくりを目指し、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を生かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進するため、女性の社会参画の推進、女性問題の解決に向けた調査研究活動に取り組むグループに対し研究を委託する。

### 2 調査研究テーマ

- (1) 石川県における防災・災害復興分野への女性の参画拡大に向けた調査研究  
女性の防災・災害復興分野への女性の参画拡大やネットワーク化に向けて、現状分析を行うとともに、今後必要な方策等について研究するもの。
- (2) 石川県における女性団体の交流促進・ネットワーク化に関する調査研究  
女性団体の交流促進やネットワーク化について、意義や必要性を分析するとともに、今後必要な方策等について研究するもの。
- (3) 石川県内の女性の地域活動参画や就業を支援するための調査研究  
石川県内の女性の地域活動参画や就業の状況を分析し、今後必要な方策等について研究するもの。
- (4) 上記のほか、石川県における女性の社会参画の推進、多様な文化の尊重及び理解の促進、女性問題の解決など男女共同参画の推進に資すると認められるもの。

### 3 調査研究経費

- (1) (公財)いしかわ女性基金(以下、「基金」という。)は、研究グループに対し30万円を限度に、調査研究経費を支払うものとする。  
なお、事業費負担金の増額変更は原則として認めないものとする。また、各費目における増額限度額は当初支出予定額の20%相当額とし、これを超える支出についても原則認めないものとする。
- (2) 支払いの対象は、調査研究の実施に必要な経費で、以下の要件を満たすものとする。
  - ・原則として**別紙に掲げるもので、対象の調査研究に係るものであることが明確であるもの**(研究グループの運営経費や委託を受けた調査研究以外に係る経費は対象外とする)。
  - ・**調査研究委託期間内に支出したもの。**
- (3) 研究成果は、基金ホームページ上にて公表することとし、原則として研究成果物の発行は行わないものとする。

#### 4 応募条件

- (1) 調査研究のテーマが「2 調査研究テーマ」に例示したものであること。
- (2) 調査研究の計画が具体的に示され、所定の期間内に成果が期待できること。
- (3) 調査研究の成果が報告書等の形で石川県民に還元できること。
- (4) 調査研究活動が特定の政治的・宗教的活動又は営利・営業目的でないこと。
- (5) グループは、石川県内を活動の拠点としている団体であること（女性グループ、地域活動グループ、大学の研究グループ等。法人格の有無は問わない）。

<対象外とするもの>

国又は他の地方公共団体及びそれらの外郭団体から、同一の研究テーマに対し委託、助成等を受けているもの。

#### 5 募集件数 1 件程度

#### 6 申込方法

下記の書類を持参又は郵送で期間内に基金へ提出するものとする。

- ・応募申込書 (様式1)
- ・グループの概要 (様式2)
- ※グループ名簿（グループ構成員のうち、今回の研究に携わる全ての方について氏名・住所・連絡先電話番号を記入したもの）、グループの概要やこれまでの活動内容がわかる資料を添付すること。
- ・応募する研究の内容 (様式3)
- ・年間事業計画書 (様式4)
- ・必要経費見積書 (様式5)

#### 7 申込書等提出期限 平成29年6月13日(火)(必着)

#### 8 研究グループの決定

書類選考により研究グループを決定し、7月初旬にすべての申込グループへ結果を通知するものとする。

#### 9 研究の委託

- (1) 基金は、選考した研究グループに研究を委託するものとする。
  - ア 研究委託期間 平成29年7月19日(水)～平成30年2月9日(金)
  - イ 中間報告提出期限 平成29年10月中旬
  - ウ 成果提出期限 平成30年2月16日(金)
- (2) 研究グループは、調査研究の実施に当たって7月下旬までに必ず基金と事前に協議を行うものとする。また、10月中旬までに進捗状況について「中間報告書」(様式6)により事業の中間報告を必ず行うものとする。

(3) 研究の成果は、基金にも帰属するものとする。研究グループが研究成果を公表する場合、基金の調査研究事業によるものであることを明記しなければならない。

## 10 研究結果報告

(1) 研究グループは、研究終了後、以下の書類を提出するものとする。

- ・「結果報告書」(様式7)

- ・「経費精算書」(様式8)

※事業に要した経費の領収書(原本)を添付すること

- ・成果品(研究結果報告書) 紙媒体2部、電子データ1部

※基金ホームページ上にて公表する原稿データとして、概ねそのまま使用できる状態のもの。

(2) 基金は、研究結果報告に基づき調査研究経費の確定通知書を申請者に交付する。

## 11 調査研究経費の支払い

(1) 研究グループは、研究結果報告の後「経費精算請求書」(様式9)を提出するものとする。なお、グループが概算払いを必要とする場合、決定後、7月下旬までに行う事前協議を経た後に支払予定額の40%以内、中間報告を経た後に40%以内(初回請求の場合は80%以内)を「経費概算払請求書」(様式10)の提出により概算払いを請求できるものとする。

(2) 研究グループは、経費精算額が支払予定額の20%を超えて異なることが見込まれる場合、基金に速やかに申し出のうえ、協議すること。

(3) 調査研究経費は、「経費精算請求書」(様式9)(概算払いを請求する場合にあっては「経費概算払請求書」(様式10))を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 12 その他

**研究グループが本要綱及び要綱に基づく通知に従わない場合、決定を取消し調査研究経費を支払わないものとする。**

[申し込み・問い合わせ先]

〒920-0861 金沢市三社町1-44 (公財)いしかわ女性基金

TEL 076 (234) 1112 / FAX 076 (234) 1130